

令和2年度 運輸安全マネジメント

令和2年5月1日～令和3年4月30日

1. 輸送の安全に関する基本方針

(1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

(2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

2. 輸送の安全に関する目標（2年度）

- (1) 重大事故ゼロ
- (2) 人身事故ゼロ

3. 輸送の安全に関する達成状況（元年度）

- (1) 重大事故ゼロ : 0件
- (2) 人身事故ゼロ : 0件

4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

第2条に該当する事故 : 令和元年度 0件

5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効果的に行うように努める。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置または予防措置を講じる。

- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

6.輸送の安全に関する計画

- (1) 安全協議会の開催（毎月）
- (2) 全国交通安全運動の推進
- (3) 定期健康診断の実施（年2回）

7.輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 別紙「教育指導計画表」に基づく ※別紙
- (2) 社内及び外部による安全教育の充実
- (3) 適性診断の積極的活用

8.事故、災害等に関する報告連絡体制

別紙「事故、災害時に関する報告連絡体制」 ※別紙

9.安全管理規定

別紙「安全管理規定」に基づく ※別紙